

(別添)

**秋田県建設コンサルタント業務等に係る
最低制限価格制度の試行実施要領の改正について**

1 改正理由

国土交通省における低入札価格調査基準の見直しに伴い、最低制限価格算定時に解析等調査業務費に乗ずる係数を0.8に引き上げる。

2 改正概要

秋田県コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施要領
(最低制限価格の算定式を改正)

第2条(1)

4)-2 地質調査業務(解析等調査含む)

③ 解析等調査業務費に乗ずる係数を「8/10」とする。

3 適用期日

平成28年10月1日以降、入札公告等を行う業務の契約について適用する。